

令和3年 No.39

○東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準の一部を改正する基準の制定

改正理由

実務家教員が高度研究プログラムを担当することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年6月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

令和3年6月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準の一部を改正する基準

東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準の一部改正について

改正理由：実務家教員が高度研究プログラムを担当することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この基準は、東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定。以下「要項」という。）<u>第6条</u>の規定に基づき、教職大学院の実務家教員の選考基準に関し必要な事項を定める。 〔省略〕 (講師の資格) 第4条 講師となることのできる者は、原則として5年以上の専攻に関する実務の経験があり、かつ本学の教職大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 <u>(高度研究プログラム担当者の選考基準)</u> <u>第5条 教職大学院における高度研究プログラムを担当するための資格については、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この基準は、令和3年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第1条の改正規定は平成27年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この基準は、東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定。以下「要項」という。）<u>第5条</u>の規定に基づき、教職大学院の実務家教員の選考基準に関し必要な事項を定める。 〔省略〕 (講師の資格) 第4条 講師となることのできる者は、原則として5年以上の専攻に関する実務の経験があり、かつ本学の教職大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 〔省略〕